

国官会第2464号
平成21年4月3日

内部部局長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局長
外局の長
沖縄総合事務局長

あて

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正
について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月
10日付け国官会第366号）の一部を下記のとおり改正することとしたので
遺漏なきよう措置されたい。

記

記2（1）本則中、「3分の2から10分の8.5まで」を「10分の7から
10分の9まで」と改める。

記2（1）イを次のように改める。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105
を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合
が10分の9を越える場合にあっては10分の9と、10分の7に満た
ない場合にあっては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

記2（1）ロ中、「3分の2から10分の8.5まで」を「10分の7から
10分の9まで」と改める。

附則

本通知は、平成21年4月3日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係
る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超え
るものに限る。）の入札から適用する。

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札価格調査基準価格:

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4~H20.3

【範囲】

予定価格の2/3~8.5/10

【計算式】

直接工事費の額	}	合計額
共通仮設費の額		
現場管理費×0.20		

×1.05

H20.4~H21.3

【範囲】

予定価格の2/3~8.5/10

【計算式】

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.60		
一般管理費等×0.30		

×1.05

H21.4~

【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.70		
一般管理費等×0.30		

×1.05

※平成21年4月3日以降入札公告をする工事から適用

○低入札価格調査基準価格については、昨年4月に計算式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を強化するために、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、より一層の見直しを行うこととした。

○地方公共団体に対しても、引き続き、低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請していく予定。